

# 訪問看護重要事項説明書

## サービス内容のご案内

### 1.事業者について

名 称	公益社団法人福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」	指 定 番 号	久留米市指定 第 4062290046 号
住 所	福岡県久留米市西町105番地18		
電 話	0942-30-6136	F A X	0942-37-2531
営 業 日	月曜日から 土曜日		
営 業 時 間	9:00から 17:00 まで		
休 業 日	日曜・祝日・8月13日～15日・12月29日～1月3日		
事 業 地 域	久留米市		
事 業 経 緯	平成 7年 3月 福岡県指定による訪問看護事業開始 平成 11年 9月 福岡県指定による介護保険事業所指定 平成 18年 4月 福岡県指定による介護予防訪問看護事業所指定 平成 24年 4月 久留米市指定による介護予防訪問看護事業所指定		

### 2.職員体制など

	資 格	専 従	兼 務	合 計
管 理 者	看 護 師	名	1 名	1 名
訪 問 看 護 師	看 護 師	名	9 名	9 名
理 学 療 法 士		名	1 名	1 名
作 業 療 法 士		名	1 名	1 名
事 務 職 員		名	2 名	2 名

福岡県看護協会訪問看護ステーション「くるめ」は、主治医医療機関及び病院・診療所、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設、市町村、保健福祉環境事務所、サービス事業所等と連携を図りながら事業を行います。

### 3. 運営方針

- (1) 訪問看護師、及び療法士は、ご利用の在宅療養が継続できるように、主治医の指示のもと看護・リハビリテーションの専門性を発揮し、おひとりおひとりの状態に合わせたサービスを提供いたします。
- (2) 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者または家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. サービス利用方法

#### (1) サービス利用の開始

ご本人、又はご家族から訪問看護利用の申し込みと、主治医(かかりつけ医)からの訪問看護指示書交付、介護保険ではケアプランを受けて、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

- ・ご利用者の都合で終了の場合、お申し出により終了いたします。
- ・当事業所の都合で終了の場合、地域の他の訪問看護事業所をご紹介します。
- ・自動終了はご利用者が入院、入所をされた場合、3ヶ月間ご利用がなかった場合、亡くなられた場合。
- ・主治医が訪問看護の必要がないと認められ、指示書の交付がない場合。
- ・利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合に、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合。

### 5. 賠償責任

事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その障害を賠償します。

### 6. 秘密保持

- (1) 事業者、従業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報はいりません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報はいりません。

### 7. 利用料

- (1) 利用料の支払いは月末締め、翌月請求書を発行いたします。
- (2) 支払方法には、銀行振込又は金融機関からの引き落としのどちらかをお選びください。
- (3) 公費等の支給により、自己負担の支払が免除される場合は支払の必要はありません。

### 8. 緊急時の対応について

緊急の場合は、下記にご連絡ください。

緊急時のご連絡先

**24時間体制 TEL 0942-30-6136**  
(090-8411-0936)

- ・指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に症状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の対応を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求め等必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。
- ・利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

## 9. 相談・苦情の窓口

サービスについてのご相談や、ご不満、ご意見などある場合は担当の職員、または、下記までご連絡ください。

### (1) 当事業所

福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」  
TEL : 0942-30-6136 担当者: 廣木 清美

### (2) 保険者: 久留米市介護保険課

TEL : 0942-30-9247

### (3) 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL : 092-642-7859

### \* 当事業所の円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、ただちに相談担当者又は管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からの事情を確認する。
- ・必要があると判断した場合は、職員全員を集めて検討会議を行う。  
(検討会議を伴わない場合でも、必ず処理結果を報告する。)
- ・検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
- ・記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発を防ぐために役立てる。

## 10. 虐待防止に関する責任者

### (1) 当事業所

- ・福岡県看護協会 訪問看護ステーション「くるめ」  
TEL : 0942-30-6136 担当者: 廣木 清美

### (2) 通報窓口

- ・久留米市健康福祉部長寿支援課 TEL : 0942-30-9038
- ・障害者虐待通報届出受付専用ダイヤル TEL : 080-2772-7755 (24時間受付)
- ・健康福祉部 障害者福祉部 TEL : 0942-30-9035

## 11. サービス利用に関する留意事項

### ・利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)  
例: コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- (2) 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)  
例: 大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)  
例: 必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

# 利 用 申 込 書

私は、訪問看護サービスについて担当者から説明を受け、  
サービスを利用することを申し込みます。

公益社団法人福岡県看護協会  
訪問看護ステーション「くるめ」  
所長 廣木清美 様

年 月 日

ご利用者名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族（代表者）名 \_\_\_\_\_ 印

あなたの主治医は 病院名 \_\_\_\_\_

主治医名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_